

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目4番24号  
**株式会社くろがね工作所**  
代表取締役社長 田 中 成 典

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第105回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kurogane-kks.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年2月26日（水曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
北浜フォーラム A・B・C室（大阪証券取引所ビル3階）  
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第105期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

定款一部変更の件

##### 第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

##### 第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

##### 第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

##### 第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ 株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・「連結計算書類」の「連結注記表」
    - ・「計算書類」の「個別注記表」
  - ◎ ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2023年12月1日～2024年11月30日)におけるわが国経済は、賃金の上昇が定着してきていること等により、日銀が3月にマイナス金利政策の解除決定をし7月には長期国債買入れの減額計画を公表して、金融政策に変更の兆しを見せていること、また、10月の衆議院議員総選挙で与党自民党・公明党が大敗を喫し、米国でも11月の大統領選挙で共和党が返り咲きトランプ氏が勝利を取める等、国内外の政治情勢に大きな変化があったこと、更にはウクライナ危機の長期化、イスラエル・ガザ戦争の激化、イスラエルによるシリアへの戦火の拡大等地政学リスクが世界的に高まっていることに加えて、これまで世界経済を牽引してきた中国経済の不振が欧州経済に強くマイナス影響を及ぼし始めていること等により、今後の国内景気の不確実性はこれまで以上に高まる状況で推移しました。

このような事業環境下、当社グループは、前連結会計年度より新中期経営計画『Revive2025』(2023年11月期～2025年11月期)(以下『Revive2025』という。)に基づき、業績の回復並びに早期復配への確実な見通しを立てるため、経営資源の選択と集中、資産の収益性の強化の観点より、稼働効率の低い資産の売却等を含めた経営資源の有効活用等、抜本的な企業経営構造の改革に取り組んでまいりました。

当連結会計年度においては、これら『Revive2025』の取り組みに基づき、営業活動の強化・営業管理の高度化による収益性の改善を図っております。売上面におきましてはコロナ禍後に徐々に顕在化し始めている社員のオフィス回帰の動きに対するソリューションセールスの拡大に注力して、特に首都圏における新規の引き合い、受注件数は当初計画の範囲内で推移しました。物流施設向け等の特注品については付帯工事も含めて受注が拡大しました。また、粗利面では原材料価格や円安による輸入製品価格のコストアップ分の販売価格への転嫁を引き続き進めております。建築付帯設備機器における受注後納入完了までに長期間を要する案件についての価格転嫁には課題を残しておりますが、新規受注案件における価格転嫁が進捗してきたことにより売上総利益率が改善方向にあります。くろがね工作所単体の営業利益については、売上高及び売上総利益が、当初計画と比較して減少しましたものの、販売費及び一般管理費が減少したこともあり7期ぶりの営業黒字を計上しました。しかしながら、連結子会社の業績において、前年の京都工場の津工場への移転に伴う従業員の退職等により生産工程の混乱や退職加算金の支給等による損失の発生について、下半期にかけて状況は改善しましたが、上半期の損失をカバーするには至らなかったことから、連結業績においては営業損失となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は72億3百万円（前年同連結会計年度比0.3%増）となりました。損益面につきましては、営業損失は27百万円（前年同連結会計年度は営業損失1億39百万円）、経常利益は19百万円（前年同連結会計年度は経常損失1億78百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億9百万円（前年同連結会計年度比82.8%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

### 【家具関連事業】

#### （事務用家具部門）

事務用家具部門においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたオフィスと在宅勤務の併用（ハイブリッドワーク）が定着化する一方、一部の業種・職種で見られたオフィス回帰の動きが急速に全業種・全職種で強まり、オフィスでの「新たな働き方・ワークプレイスの役割」を模索する動きが経営層レベルで広がり、従業員のエンゲージメントの向上や社員間のコラボレーションの活性化をこれまで以上に進めるために、社員のオフィス回帰に繋がる新たなワークプレイスの構築に対するオフィス投資需要が高まっております。当社はそういったニーズに対して「hybrid neighborhood」「sit better」をコンセプトに取込みの強化を図っております。米国Steelcase社との販売提携強化によるソリューションセールスを拡大することにより、特に首都圏における引き合い、受注件数は当初計画の範囲内で推移しました。また、物流施設向け等の特注品の受注が大幅に拡大したことにより、売上高は前連結会計年度を上回りました。

#### （家庭用家具部門）

就学児童数の減少やライフスタイルの変化等による学習家具市場の総需要が減少する中、円安による輸入調達価格上昇分の販売価格への転嫁に伴い、購買層の買い控えに繋がる懸念が強まっていることから、従来以上に厳しい市況が続いております。オンライン学習、ハイブリッドワークの進展による在宅勤務の拡大やリスク環境への対応等、家庭内における幅広い新しいユーザーニーズの取り込みを図り家庭用家具市場の拡大を図るため、デザイン性、機能性を付加した商品や大型量販店向けオリジナル商品の投入等の取り組みを鋭意進めた結果、売上高は前連結会計年度を上回りました。

その結果、家具関連事業部門の売上高は52億87百万円（前連結会計年度比13.2%増）、セグメント利益（営業利益）は3億36百万円（前連結会計年度比16.3%増）となりました。

## 【建築付帯設備機器事業】

(建築付帯設備他部門)

医療福祉施設市場向けの主力商品である懸垂式引戸「アキュドア・ユニット」、病院向けの医療ガスアウトレット／情報端末内蔵式設備「メディウォード・ユニット」については、原材料価格の高止まりに加えて労務費・運送費等の経費も軒並み上昇しており、医療福祉施設の新規着工が急速に縮小・延期・中止の動きが強まる中で、当社に於いても特に大口物件での受注案件が減少しております。そうした中、収益性の比較的高い小口案件やメンテ案件等の取り込みに注力しておりますが全体としては厳しい状況が尚続いており、売上高は前連結会計年度を下回りました。

(クリーン機器他設備機器部門)

医療施設向けクリーン機器は、主力の手術室向けクリーン機器空調機が堅調に推移したことに加え、無菌室向けユニット、大型商業施設や工場向け空調機器の生産が増加したこと等により、売上高は前連結会計年度を上回りました。また、原材料価格の高騰に伴う製品販売価格への価格転嫁も年度末にかけて進捗し、加えて物流施設向け特注品の増加、商業施設向け特注品の受注等により、収益面におきましても改善基調となりました。

その結果、建築付帯設備機器事業の売上高は19億16百万円（前連結会計年度比23.7%減）、セグメント損失（営業損失）は1億23百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）1億69百万円）となりました。

事業別売上高

| 事業         | 売上高      | 構成比   |
|------------|----------|-------|
| 家具関連事業     | 5,287百万円 | 73.4% |
| 建築付帯設備機器事業 | 1,916    | 26.6  |
| 合計         | 7,203    | 100.0 |

## (2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額はリースを含めて413百万円であり、主なものは津工場の生産合理化設備等であります。

その所要資金は自己資金および銀行からの借入等によっております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において7期連続で営業損失を計上しておりますが、個別決算においては7期ぶりに営業利益を計上するとともに復配を予定するなど、中期経営計画『Revive2025』(2023年11月期～2025年11月期)の基本方針に基づき、事業の強化を図ってまいりました。当連結会計年度において営業損失の原因となった連結子会社であるケイ・エス・エム株式会社における営業損失については、前連結会計年度における京都工場から津工場への移転に伴う従業員の退職等により生産効率が悪化したこと等に起因しております。同社は、第4四半期連結会計期間においては営業利益を計上しており、同社の業績悪化は一時的な要因によるものと考えておりますが、今後、グループ各社の経営管理を強化することにより当社グループ全体で更なる事業力の強化を図ってまいります。

売上高につきましては、家具関連の事務用家具部門においては、オフィスでの「新たな働き方・ワークプレイスの役割」を模索する動きが経営層レベルで広がり、従業員のエンゲージメントの向上や社員間のコラボレーションの活性化をこれまで以上に進めるために、社員のオフィス回帰に繋がる新たなワークプレイスの構築に対するオフィス投資需要が高まっております。働き方改革に対するソリューションセールスを一層強化することにより売上高の拡大を図ってまいります。

建築付帯設備機器のクリーン機器他設備機器部門の空調関連機器並びに家具関連の事務用家具部門の物流業者向け金属製什器等については、板金メーカーとして培ったスキル・ノウハウを活用した事業を重点強化収益事業としており、特に物流施設向け等の特注品については付帯工事も含めて受注が拡大しました。更なる引き合い及び受注の拡大による売上高の増加を図ってまいります。

建築付帯設備機器の建築付帯設備機器部門においては、選別受注の徹底により特に大口物件での受注案件が減少しておりますが、納入済み物件の改修、メンテナンス需要の掘り起こしを軸としたヘルスケアマーケットへの什器販売の強化等による売上高の増加を図ってまいります。

損益面では、原材料等の価格の高騰、急激な円安による輸入製品価格の上昇に伴う製品原価の販売価格への転嫁について、家具関連及び建築付帯設備機器のクリーン機器他設備機器部門についてはコストアップ分の販売価格への転嫁は、カタログ価格の改訂及びOEM製品の販売価格改訂等により進捗しつつあります。建築付帯設備機器の建築付帯設備機器他部門においては選別受注の徹底により、新規受注案件においては価格転嫁を徹底しております。また、強化重点収益事業であるクリーン機器他設備機器部門における空調関連機器及び物流業者向け金属製什器等の収益性の向上に向け、板金メーカーとしての強みを活かすことを目的として変種・変量生産のコスト競争力を強化するために、当連結会計年度において戦略的設備投資を実施しました。投資効果の最大化を図るための生産効率の改善及び受注拡大を図ってまいります。

継続的に取り組んでおります営業基盤の強化においては、定期訪問・インサイトセールスによる営業活動の質・量の更なる向上・拡大を柱とし、当社顧客基盤

の拡大・拡充への取り組みに加え、個々の営業活動の質的向上を図るために、営業管理の高度化・効率化の推進を図るとともに、顧客への訴求力の基盤となる商品企画開発力の抜本的な強化並びにブランド基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                     | 第102期<br>(2021年11月期) | 第103期<br>(2022年11月期) | 第104期<br>(2023年11月期) | 第105期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年11月期) |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                                   | 8,373百万円             | 6,920百万円             | 7,180百万円             | 7,203百万円                          |
| 経常利益又は経常損失(△)                           | △70百万円               | △265百万円              | △178百万円              | 19百万円                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △5百万円                | △566百万円              | 1,214百万円             | 209百万円                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)           | △3円15銭               | △332円28銭             | 713円11銭              | 122円92銭                           |
| 総 資 産                                   | 9,635百万円             | 8,519百万円             | 8,203百万円             | 8,058百万円                          |
| 純 資 産                                   | 3,382百万円             | 2,916百万円             | 4,280百万円             | 4,580百万円                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づいて算出しております。
2. 第103期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第103期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載を記載しています。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ①親会社の状況

該当事項はありません。

##### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-------|---------|---------------|
| くろがね興産株式会社   | 25百万円 | 100%    | 物流配送          |
| ケイ・エス・エム株式会社 | 10百万円 | 100%    | 鋼製事務用家具の製造    |

(注) 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は3社であります。

#### (6) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

当社グループの製造並びに販売する製品および商品の、事業部門別の主なものは次のとおりであります。

##### ①家具関連事業

事務用デスク、チェア、カウンター、テーブル、ファイルキャビネット・保管庫・ロッカー等の収納家具、各種物品棚、各種間仕切、各種インテリア製品、コラボレーション家具、食堂・談話室家具、学習デスク・チェア・書棚等学習

関連家具、育児関連家具、カジュアル家具、ベッド他生活関連家具、その他家具関連製品等

②建築付帯設備機器事業

クリーンルーム機器、エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、建具、壁面収納家具、ペリカバー他内装建材設備、病院等ヘルスケア関連施設・高齢者関連施設用建具、内装設備、サインシステム等

(7) 主要な営業所および工場 (2024年11月30日現在)

| 会社名          | 名 称    | 所在地    | 名 称    | 所在地    |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 株式会社くろがね工作所  | 本 社    | 大阪市西区  | 三重営業所  | 三重県津市  |
|              | 東日本営業部 | 東京都港区  | 津 工 場  | 三重県津市  |
|              | 札幌営業所  | 札幌市中央区 | 西日本営業部 | 大阪市西区  |
|              | 名古屋営業所 | 名古屋市中区 | 九州営業所  | 福岡市中央区 |
| くろがね興産株式会社   | 本 社    | 三重県津市  |        |        |
| ケイ・エス・エム株式会社 | 本社・工場  | 三重県津市  |        |        |
| ケイ・エフ・エス株式会社 | 本社・工場  | 三重県津市  |        |        |

(8) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 |        |
|---------|--------|
| 当 期 末   | 前期末比増減 |
| 254名    | 3名減少   |

②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 |        | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 当 期 末   | 前期末比増減 |       |        |
| 240名    | 2名増加   | 48.1才 | 21.1年  |

(9) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

| 主要な借入先       | 借入金残高  |
|--------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 310百万円 |
| 株式会社関西みらい銀行  | 162    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 114    |
| 株式会社香川銀行     | 83     |

2. 会社の株式に関する事項 (2024年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,857,113株
- (3) 株主数 1,867名
- (4) 大株主

| 株 主 名          | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------|-------|---------|
| ワイ・ケイ株式会社      | 159千株 | 9.33%   |
| エイ・シイ工業株式会社    | 139   | 8.18    |
| くろがね取引先持株会     | 107   | 6.34    |
| くろがね従業員持株会     | 67    | 3.95    |
| 住友生命保険相互会社     | 63    | 3.72    |
| 楽天証券株式会社       | 57    | 3.38    |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 56    | 3.34    |
| 神 足 尚 孝        | 56    | 3.31    |
| 日本証券金融株式会社     | 47    | 2.78    |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 32    | 1.89    |

(注) 持株比率は自己株式 (153,686株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項  
特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年11月30日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 性別 | 担当および重要な兼職の状況                                   |
|---------|---------|----|---|
| 代表取締役社長 | 田 中 成 典 | 男性 | 社長執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）<br>監査室担当           |
| 取 締 役   | 森 吉 武   | 男性 | 専務執行役員 経営管理本部長                                  |
| 取 締 役   | 岩 嵯 理 致 | 男性 | 岩嵯理致税理士事務所代表                                    |
| 常勤監査役   | 大 和 資 郎 | 男性 |   |
| 監 査 役   | 太 田 克 実 | 男性 | 太田克実税理士事務所代表                                    |
| 監 査 役   | 中 磯 亜由美 | 女性 | 中磯公認会計士事務所代表<br>株式会社MAパートナーズ顧問<br>中磯亜由美税理士事務所代表 |

- (注) 1. 取締役岩嵯理致氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役太田克実氏、中磯亜由美氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役岩嵯理致氏、監査役太田克実氏、中磯亜由美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
4. 取締役岩嵯理致氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と岩嵯理致税理士事務所との間には、特別な関係はありません。  
5. 監査役太田克実氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と太田克実税理士事務所との間には、特別な関係はありません。  
6. 監査役中磯亜由美氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と中磯公認会計士事務所、株式会社MAパートナーズ、および中磯亜由美税理士事務所との間には、特別な関係はありません。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員並びに当社子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がある業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を決議しており、各取締役の報酬の決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。また、役位別の報酬額は役位ごとに固定とし、代表権者、貢献度等に対する加算等を行い、各取締役の支給額を決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、1992年2月27日開催の定時株主総会において、月額120万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は10名です。監査役の報酬限度額は1988年2月26日開催の定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会の一任を受けた代表取締役社長（社長執行役員）田中成典が決定方針に沿って決定しております。取締役会が委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

#### ④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 区分               | 支給人員       | 支給額             |
|------------------|------------|-----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1名) | 26百万円<br>(2百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 15百万円<br>(5百万円) |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

特記すべき関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

取締役岩寄理致氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役太田克実氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、また監査役会17回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役中磯亜由美氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、また監査役会17回全てに出席し、公認会計士としての専門知識・経験等から経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

##### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に対して損害賠償責任を負うこととなった場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督機能強化のために、執行役員会議制度を制定し、執行役員会議は取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、経営の意思決定・監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役員会議）を明確に分離する。
- ②企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の指揮の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とする。不当要求に対する統括部署を総務部門とし、情報収集や外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ④取締役社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締り会および監査役会に報告をするものとする。法令上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営する。
- ⑤監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険に関する規程その他の体制

経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理等に係るリスク）については、当社および当社グループのそれぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、執行役員会議においてその具体的対応を推進する。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、執行役員会議等での審議・報告により経営の意思決定と執行の分離、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

②当社は、子会社に対し、子会社の事業内容、規模等を考慮の上、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、当社および当社グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて指導・援助を行う。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

### 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役を補助する使用人に対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容等をすみやかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

監査役と取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社および当社グループの役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いがされないことを確保する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合は、速やかに対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催しております。

### (2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

### (3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

### (4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|-------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>  |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>I 流動資産</b>     |                  | <b>I 流動負債</b>          |                  |
| 現金及び預金            | 907,857          | 支払手形及び買掛金              | 647,215          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産    | 1,781,943        | 電子記録債権                 | 484,552          |
| 電子記録債権            | 316,271          | 短期借入金                  | 300,000          |
| 商品及び製品            | 545,236          | 1年内返済予定の長期借入金          | 236,854          |
| 仕掛品               | 272,827          | 未払法人税等                 | 26,326           |
| 原材料及び貯蔵品          | 202,765          | 未払消費税等                 | 42,394           |
| 前払費用              | 53,314           | 未払費用                   | 168,742          |
| その他               | 58,269           | 受注損失引当金                | 24,372           |
| 貸倒引当金             | △244             | その他                    | 102,254          |
| 流動資産合計            | 4,138,242        | 流動負債合計                 | 2,032,712        |
| <b>II 固定資産</b>    |                  | <b>II 固定負債</b>         |                  |
| <b>1 有形固定資産</b>   |                  | 長期借入金                  | 287,441          |
| 建物及び構築物           | 653,052          | リース債務                  | 59,020           |
| 機械装置及び運搬具         | 375,632          | 繰延税金負債                 | 96,725           |
| 土地                | 1,414,663        | 再評価に係る繰延税金負債           | 100,838          |
| リース資産             | 26,127           | 役員退職慰労引当金              | 5,850            |
| その他               | 26,021           | 退職給付に係る負債              | 879,900          |
| 有形固定資産合計          | 2,495,498        | その他                    | 16,238           |
| <b>2 無形固定資産</b>   | 28,362           | 固定負債合計                 | 1,446,013        |
| <b>3 投資その他の資産</b> |                  | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,478,725</b> |
| 投資有価証券            | 1,313,701        | <b>(純資産の部)</b>         |                  |
| 長期前払費用            | 8,824            | <b>I 株主資本</b>          |                  |
| 繰延税金資産            | 279              | 1 資本                   | 2,998,456        |
| その他               | 74,709           | 2 利益剰余金                | 1,161,963        |
| 貸倒引当金             | △795             | 3 自己株                  | △158,023         |
| 投資その他の資産合計        | 1,396,719        | 株主資本合計                 | 4,002,396        |
| 固定資産合計            | 3,920,580        | <b>II その他の包括利益累計額</b>  |                  |
|                   |                  | 1 その他有価証券評価差額金         | 342,924          |
|                   |                  | 2 繰延ヘッジ損益              | 520              |
|                   |                  | 3 土地再評価差額金             | 229,778          |
|                   |                  | その他の包括利益累計額合計          | 573,223          |
|                   |                  | <b>III 非支配株主持分</b>     | 4,477            |
|                   |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,580,097</b> |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>8,058,823</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,058,823</b> |

# 連結損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| I 売上高           |         | 7,203,796 |
| II 売上原価         |         | 5,657,244 |
| III 売上総利益       |         | 1,546,551 |
| III 販売費及び一般管理費  |         | 1,573,773 |
| IV 営業損失         |         | 27,221    |
| IV 営業外収益        |         |           |
| 受取利息及び配当金       | 26,010  |           |
| その他の            | 49,515  | 75,525    |
| V 営業外費用         |         |           |
| 支払利息            | 15,362  |           |
| その他の            | 13,354  | 28,717    |
| VI 経常利益         |         | 19,586    |
| VI 特別利益         |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 220,889 | 220,889   |
| VII 特別損失        |         |           |
| 固定資産除却損         | 0       | 0         |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 240,476   |
| 法人税、住民税及び事業税    |         | 27,671    |
| 法人税等調整額         |         | 6,973     |
| 当期純利益           |         | 205,831   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 3,552     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 209,383   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |          |           |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 2,998,456 | 952,580   | △158,023 | 3,793,012 |
| 当期変動額                   |           |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |           | 209,383   |          | 209,383   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |          | -         |
| 当期変動額合計                 | -         | 209,383   | -        | 209,383   |
| 当期末残高                   | 2,998,456 | 1,161,963 | △158,023 | 4,002,396 |

|                         | その他の包括利益累計額          |             |              |                       | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|-----------------------|-------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土地再評価<br>差額金 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |           |
| 当期首残高                   | 252,023              | △2,460      | 229,778      | 479,341               | 8,029       | 4,280,383 |
| 当期変動額                   |                      |             |              |                       |             |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                      |             |              | -                     |             | 209,383   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 90,901               | 2,980       | -            | 93,882                | △3,552      | 90,329    |
| 当期変動額合計                 | 90,901               | 2,980       | -            | 93,882                | △3,552      | 299,713   |
| 当期末残高                   | 342,924              | 520         | 229,778      | 573,223               | 4,477       | 4,580,097 |

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

3社 くろがね興産株式会社

ケイ・エス・エム株式会社

ケイ・エフ・エス株式会社

当連結会計年度において清算終了した株式会社くろがねファシリティ創研を連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数

1社 日本アキュライド株式会社

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は全て連結決算日と同じであります。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ……………時価法

###### ③棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

13年～47年

機械装置及び運搬具

4年～13年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一のリース取引に係るリース資産 方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

③役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

退職給付に係る会計処理の方法……………当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準……………当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

②製品の据付業務

製品の据付業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短いものについては代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③代理人取引

顧客への販売における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,495,498千円

無形固定資産 28,362千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っており、減損の兆候を識別するにあたって、過去の業績及び中期経営計画に基づく予算を考慮して、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化等を検討しております。

固定資産のうち減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、過去の実績及び販売価格の改訂等を考慮した販売予測を仮定として織り込んでおります。

これらの仮定を含む将来予測は不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失の認識が必要となる可能性があります。

### Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「Ⅶ収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2. 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 590,066千円   |
| 土地      | 1,324,762千円 |
| 投資有価証券  | 811,327千円   |
| 合計      | 2,726,156千円 |

担保資産が供されている債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 300,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 143,950千円 |
| 長期借入金         | 130,135千円 |
| 合計            | 574,085千円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,659,099千円

4. 受取手形裏書譲渡高 320,000千円

5. 受取手形割引高 70,984千円

6. 電子記録債権割引高 170,694千円

### Ⅳ 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「Ⅶ収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から

生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,857,113株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                           | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|------------------------------|-------|-------------|-----------------|---------------------|-------------|------------|
| 2025年2月27日<br>定時株主総会<br>(予定) | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 34              | 20                  | 2024年11月30日 | 2025年2月28日 |

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に家具関連事業、建築付帯設備機器事業の製造販売の計画及び設備投資計画に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産により運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金、設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は、おおむね7年以内であります。変動金利による借入金については金利の変動リスクに晒されております。

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に

把握及び対応を行う体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、外貨建ての営業債権債務について、期日及び残高を管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役社長に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成するとともに、一定の手許流動性を維持する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|----------------|---------|--------|
| 投資有価証券       |                |         |        |
| 其他有価証券（※2）   | 857,678        | 857,678 | -      |
| 資産計          | 857,678        | 857,678 | -      |
| 長期借入金        | 524,295        | 522,112 | △2,182 |
| 負債計          | 524,295        | 522,112 | △2,182 |
| デリバティブ取引（※3） | 748            | 748     | -      |

（※1）現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額456,023千円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の

3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価について、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を新規と同様の借入を行った場合に想定される利率を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VII 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント   |           | 合計        |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
|                       | 家具関連      | 建築付帯設備機器  |           |
| 一時点で移転される財及びサービス      | 5,247,109 | 830,503   | 6,077,613 |
| 一定の期間にわたり移転される財及びサービス | 40,586    | 1,085,596 | 1,126,183 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 5,287,696 | 1,916,099 | 7,203,796 |
| 外部顧客に対する売上高           | 5,287,696 | 1,916,099 | 7,203,796 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

|               | (単位：千円)         |                 |
|---------------|-----------------|-----------------|
|               | 当連結会計年度<br>期首残高 | 当連結会計年度<br>期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 |                 |                 |
| 受取手形          | 292,312         | 287,976         |
| 売掛金           | 1,185,988       | 1,358,071       |
| 電子記録債権        | 410,027         | 316,271         |
| 契約資産          | 166,875         | 135,894         |
| 契約負債          | 33,420          | 30,488          |

契約資産は、主に製品の据付業務に係る契約について期末日時時点で履行義務を充足しているが未請求の部分に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に製品の据付業務に係る契約に基づき、当社グループが履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は26,419千円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が30,981千円減少した主な理由は、収益の認識による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を下回ったことによるものであり、契約負債が2,931千円減少した理由は前受金の減少によるものであります。

履行義務の充足の時期と通常の支払時期は、個別の製品の据付業務に係る契約により条件が異なるため、関連性はありません。

過去の期間に充足、又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は218,341千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,686円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 122円92銭   |

IX 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目<br>(資 産 の 部)  | 金 額              | 科 目<br>(負 債 の 部)   | 金 額       |
|-------------------|------------------|--------------------|-----------|
| <b>I 流動資産</b>     |                  | <b>I 流動負債</b>      |           |
| 現金及び預金            | 856,811          | 支払手形               | 162,364   |
| 受取手形              | 287,976          | 電子記録債権             | 484,552   |
| 電子記録債権            | 316,271          | 買掛金                | 409,547   |
| 売掛金               | 1,357,790        | 短期借入金              | 300,000   |
| 契約資産              | 135,894          | 1年内返済予定の長期借入金      | 236,854   |
| 商品及び製品            | 531,713          | リース負債              | 22,531    |
| 仕掛品               | 270,551          | 未払金                | 17,904    |
| 原材料及び貯蔵品          | 131,077          | 未払費用               | 262,094   |
| 前払費用              | 51,662           | 未払法人税等             | 25,884    |
| 未収金               | 62,329           | 未払消費税等             | 35,071    |
| その他の現金            | 2,660            | 契約負債               | 30,488    |
| 貸倒引当金             | △245             | 受注損失引当金            | 24,372    |
| 流動資産合計            | 4,004,495        | 流動負債合計             | 30,169    |
| <b>II 固定資産</b>    |                  | <b>II 固定負債</b>     | 2,041,835 |
| <b>1 有形固定資産</b>   |                  | <b>I 株主資本</b>      |           |
| 建物                | 648,357          | 1 資本金              | 2,998,456 |
| 構築物               | 4,189            | 2 利益剰余金            | 12,778    |
| 機械及び装置            | 373,567          | その他利益剰余金           | 734,544   |
| 車両及び運搬具           | 478              | 繰越利益剰余金            | 734,544   |
| 工具器具              | 23,593           | 利益剰余金合計            | 747,322   |
| 土地                | 1,414,663        | 3 自己株式             | △158,023  |
| 一社株主              | 26,127           | 株主資本合計             | 3,587,754 |
| 建設仮勘定             | 1,525            | <b>II 評価・換算差額等</b> |           |
| 有形固定資産合計          | 2,492,501        | 1 その他有価証券評価差額金     | 341,133   |
| <b>2 無形固定資産</b>   |                  | 2 繰延ヘッジ損益          | 520       |
| ソフトウェア            | 25,932           | 3 土地再評価差額金         | 229,778   |
| その他の無形固定資産        | 2,430            | 評価・換算差額等合計         | 571,432   |
| 無形固定資産合計          | 28,362           | <b>純資産合計</b>       | 4,159,187 |
| <b>3 投資その他の資産</b> |                  | <b>負債・純資産合計</b>    | 7,595,013 |
| 投資有価証券            | 877,881          |                    |           |
| 関係会社株             | 112,827          |                    |           |
| 長期前払費用            | 8,824            |                    |           |
| その他の投資            | 70,915           |                    |           |
| 貸倒引当金             | △795             |                    |           |
| 投資その他の資産合計        | 1,069,653        |                    |           |
| 固定資産合計            | 3,590,517        |                    |           |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>7,595,013</b> |                    |           |

# 損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金       | 額         |
|----------------|---------|-----------|
| I 売上高          |         | 7,197,398 |
| II 売上原価        |         | 5,677,175 |
| III 売上総利益      |         | 1,520,223 |
| III 販売費及び一般管理費 |         | 1,515,947 |
| IV 営業利益        |         | 4,275     |
| IV 営業外収益       |         |           |
| 受取利息及び配当金      | 27,834  |           |
| その他の           | 26,922  | 54,756    |
| V 営業外費用        |         |           |
| 支払利息           | 15,362  |           |
| その他の           | 10,709  | 26,072    |
| VI 経常利益        |         | 32,960    |
| VII 特別利益       |         |           |
| 投資有価証券売却益      | 220,889 | 220,889   |
| VII 特別損失       |         |           |
| 固定資産除却損        | 0       |           |
| 子会社株式評価損       | 35,172  |           |
| 子会社清算損         | 3,355   | 38,528    |
| 引当期純利益         |         | 215,321   |
| 法人税、住民税及び事業税   |         | 27,178    |
| 法人税等調整額        |         | 6,815     |
| 当期純利益          |         | 181,327   |

# 株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |        |                             |             |          | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|-----------|--------|-----------------------------|-------------|----------|------------|
|                         | 資本金       | 利益剰余金  |                             |             | 自己株式     |            |
|                         |           | 利益準備金  | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
| 当期首残高                   | 2,998,456 | 12,778 | 553,216                     | 565,994     | △158,023 | 3,406,426  |
| 当期変動額                   |           |        |                             |             |          |            |
| 当期純利益                   |           |        | 181,327                     | 181,327     |          | 181,327    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |           |        |                             | －           |          | －          |
| 当期変動額合計                 | －         | －      | 181,327                     | 181,327     | －        | 181,327    |
| 当期末残高                   | 2,998,456 | 12,778 | 734,544                     | 747,322     | △158,023 | 3,587,754  |

|                         | 評価・換算差額等         |         |              |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|---------|--------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 250,795          | △2,460  | 229,778      | 478,113        | 3,884,540 |
| 当期変動額                   |                  |         |              |                |           |
| 当期純利益                   |                  |         |              | －              | 181,327   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 90,338           | 2,980   | －            | 93,319         | 93,319    |
| 当期変動額合計                 | 90,338           | 2,980   | －            | 93,319         | 274,646   |
| 当期末残高                   | 341,133          | 520     | 229,778      | 571,432        | 4,159,187 |

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ……………時価法

##### (3) 棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

13年～47年

機械及び装置

11年～13年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却(3年)しております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①製品及び商品の販売

製品及び商品の販売については、製品及び商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

②製品の掘付業務

製品の掘付業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積もりは、各報告期間の期末日までに発生した実際原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。また履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短いものについて

ては代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ③代理人取引

顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

### ③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

### ⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

## 6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,492,501千円

無形固定資産 28,362千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「II 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に同一内容を記載しております。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 590,066千円   |
| 土地     | 1,324,762千円 |
| 投資有価証券 | 811,327千円   |
| 合計     | 2,726,156千円 |

#### 担保資産が供されている債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 300,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 143,950千円 |
| 長期借入金         | 130,135千円 |
| 合計            | 574,085千円 |

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,658,403千円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高      | 320,000千円   |
| 4. 受取手形割引高        | 70,984千円    |
| 5. 電子記録債権割引高      | 170,694千円   |
| 6. 関係会社に対する短期金銭債権 | 225,046千円   |
| 7. 関係会社に対する短期金銭債務 | 171,580千円   |

### Ⅳ 損益計算書に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する売上高  | 41,426千円  |
| 2. 関係会社よりの仕入高   | 497,329千円 |
| 3. 関係会社よりの経費仕入高 | 332,436千円 |
| 4. 関係会社との営業外取引高 | 18,276千円  |

### Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 153,686株 |
|------|----------|

## VI 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 棚卸資産評価損               | 20,496千円   |
| 事業税                   | 6,076千円    |
| 役員退職慰労引当金             | 1,784千円    |
| 退職給付引当金               | 252,643千円  |
| 資産除去債務                | 3,436千円    |
| 減損損失                  | 103,179千円  |
| 子会社株式評価損              | 15,457千円   |
| 繰越欠損金                 | 4,971千円    |
| その他                   | 12,801千円   |
| 繰延税金資産小計              | 420,846千円  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △367,176千円 |
| 評価性引当額小計              | △367,176千円 |
| 繰延税金資産合計              | 53,670千円   |

#### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 149,706千円 |
| 繰延ヘッジ損益      | 228千円     |
| 繰延税金負債合計     | 149,934千円 |
| 繰延税金負債純額     | 96,264千円  |

#### 再評価に係る繰延税金負債

|         |           |
|---------|-----------|
| 土地再評価差額 | 100,838千円 |
|---------|-----------|

## VII リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として、鋼板プレス加工設備の一部及び各種コンピュータ等があります。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称       | 所在地    | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業         | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係                          | 取引の内容                   | 取引金額<br>(千円)               | 科目                                 | 期末残高<br>(千円)                             |
|------|--------------|--------|------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------------------------|------------------------------------------|
| 子会社  | くろがね興産株式会社   | 三重県津市  | 25,000           | 物流配送                  | 直接<br>100.0               | 物流業務の委託<br>役員の兼任                   | 物流費の支払                  | 454,020                    | 売掛金<br>未収入金<br>買掛金<br>未払費用         | 1,874<br>4,953<br>10,212<br>104,093      |
| 子会社  | ケイ・エス・エム株式会社 | 三重県津市  | 10,000           | 家具関連・<br>建築付帯<br>設備機器 | 直接<br>100.0               | 鋼製事務用家具の製造<br>委託<br>役員の兼任          | 増資の引受<br>(注) 2          | 92,500                     | -                                  | -                                        |
| 関連会社 | 日本アキュライド株式会社 | 京都府八幡市 | 50,000           | 金属製品販売                | 直接<br>38.75               | 精密ボールベアリング<br>式スライドレールの販売<br>役員の兼任 | 製品の販売<br>部品の仕入<br>経営指導料 | 20,912<br>30,697<br>25,090 | 受取手形<br>売掛金<br>契約負債<br>買掛金<br>未収入金 | 91,000<br>123,331<br>402<br>1,549<br>422 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記各社への販売及び仕入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 増資の引受は、債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)によるものです。

Ⅸ 収益認識関係に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅶ 収益認識に関する注記」と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅹ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額…………… 2,441円66銭
2. 1株当たり当期純利益…………… 106円45銭

Ⅺ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

株式会社 くろがね工作所  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 野 泰 久  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くろがね工作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

株式会社 くろがね工作所  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 野 泰 久  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2023年12月1日から2024年11月30日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人監査法人やまぶきと協議を行うとともに、その監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月24日

株式会社くろがね工作所 監査役会

常勤監査役 大和 資郎 ㊟

社外監査役 太田 克実 ㊟

社外監査役 中 磯 亜 由 美 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元と将来の事業経営に備える内部留保の充実に留意しつつ利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績の回復を背景に配当が可能となる水準の内部留保が確保できる見込みとなりましたことから、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額34,068,540円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年2月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。  
(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の員数および選任)<br>第20条 本会社の取締役は <u>9名以内</u> とする。<br><br>(新設)<br><br><u>2</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br><br><u>3～4</u> (条文省略) | (取締役の員数および選任)<br>第20条 本会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は <u>5名以内</u> とする。<br><u>2</u> 本会社の <u>監査等委員</u> である取締役(以下、「 <u>監査等委員</u> 」という。)は、 <u>4名以内</u> とする。<br><u>3</u> 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。<br><u>4～5</u> (項数繰り下げ、条文は現行どおり) |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役および各監査役に対し、通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対し、通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および<u>監査等委員である取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> (条文省略)</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p><u>第28条</u> 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役全員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第30条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会設置)</p> <p><u>第32条</u> 本会社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><u>第33条</u> 本会社の<u>監査役は4名以内とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第33条</u> 本会社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><b>第36条</b> <u>監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対し、通知する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><b>第37条</b> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><b>第38条</b> <u>監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p><b>第39条</b> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><b>第34条</b> <u>監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対し、通知する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><b>第35条</b> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><b>第36条</b> <u>監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><b>第37条</b> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の報酬等)<br/> <b>第40条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                             | <p>(削除)</p>                                                                  |
| <p>(監査役の責任免除)<br/> <b>第41条</b> 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <b>2</b> 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                  |
| <p><b>第42条～第44条</b> (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                         | <p><b>第38条～第40条</b> (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p>                                    |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <b>第45条</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                             | <p>(会計監査人の報酬等)<br/> <b>第41条</b> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> |
| <p><b>第46条～第48条</b> (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                         | <p><b>第42条～第44条</b> (条数繰り上げ、条文は現行どおり)</p>                                    |

| 現行定款 | 変 更 案                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>本社は、第105回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                          | <p>たなか しげのり<br/>田中成典<br/>(1957年1月22日生)<br/>(男性)</p> | <p>1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br/>1998年5月 同行高槻支店長<br/>2003年4月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）城東支店長 兼 法人営業部長<br/>2005年7月 同行与信企画部長<br/>2006年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）情報セキュリティ管理部長<br/>2008年7月 株式会社ジャルカード入社<br/>同社取締役<br/>2010年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社<br/>同社常務取締役<br/>2017年6月 同社専務取締役<br/>2019年8月 当社入社<br/>当社副社長執行役員<br/>2019年10月 当社チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）（現任）<br/>2020年2月 当社取締役副社長<br/>当社監査室担当（現任）<br/>2023年8月 当社代表取締役社長（現任）<br/>当社社長執行役員（現任）</p> | 5,400株     |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>上記のとおり、これまで様々な業種の企業において重責を歴任し、当社入社以降は副社長就任後、代表取締役社長、CCOとして当社グループ経営を担っており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者としていたしました。</p> |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

| 候補者<br>番号                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                    | もり よし たけ<br>森 吉 武<br>(1967年3月19日生)<br>(男性) | 2006年11月 当社入社<br>2013年6月 当社経理本部経理部長<br>2019年1月 当社理事<br>2019年2月 当社執行役員<br>2019年3月 当社取締役(現任)<br>2020年2月 当社常務執行役員 経営管理本部長<br>兼 総務本部長<br>2024年2月 当社専務執行役員 経営管理本部長<br>(現任) | 4,500株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> 上記のとおり、管理部門における豊富な経験と知見を備えており、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、取締役候補者いたしました。</p> |                                            |                                                                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者各氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告12ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                       | ※<br>やま と たか お<br>大 和 資 郎<br>(1959年9月1日生)<br>(男性) | 1983年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行<br>2000年3月 財団法人日本経済研究所へ出向<br>同所調査局主任研究員<br>2006年4月 株式会社日本政策投資銀行 監査部<br>内部監査役<br>2012年6月 都市総合サービス株式会社へ出向<br>同社常務執行役員<br>2014年6月 中国経済連合会理事<br>2015年6月 同連合会常務理事<br>2016年7月 当社入社<br>当社ファシリティ事業環境本部営業<br>推進担当顧問<br>2020年2月 当社常勤監査役（現任） | 0株         |
| <b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br>上記のとおり、これまで様々な業種の企業において重責を歴任し、また既に5年間常勤監査役として職務を担っていることから、引き続きその経験と実績を活かせるものと期待して、監査等委員である取締役候補者いたしました。 |                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                              | 所有する当社<br>の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                      | ※<br>いわ さき まさ むね<br>岩 嵯 理 致<br>(1950年3月29日生)<br>(男性) | 2009年7月 大阪国税局退官<br>2009年8月 税理士登録<br>2009年9月 岩嵯理致税理士事務所代表(現任)<br>2011年2月 当社監査役<br>2015年2月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>岩嵯理致税理士事務所代表 | 0株             |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b><br>既に10年間当社社外取締役として、税理士としての専門知識・経験等から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見をいただいております、この実績から引き続きその経験と実績を活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後はその経験と実績から、適切かつ有効な助言および指導をしていただけるものと期待します。 |                                                      |                                                                                                                                  |                |
| 3                                                                                                                                                                                                                      | ※<br>おお た かつ み<br>太 田 克 実<br>(1953年7月10日生)<br>(男性)   | 2014年7月 大阪国税局退官<br>2014年8月 税理士登録<br>2014年8月 太田克実税理士事務所代表(現任)<br>2015年2月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>太田克実税理士事務所代表                  | 0株             |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b><br>大阪国税局における経験から、また税理士として税務・会計に精通しており、当社社外監査役としての経験を引き続き活かせるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後はその経験と実績から、適切かつ有効な助言および指導をいただけるものと期待します。                                       |                                                      |                                                                                                                                  |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                               | ※<br>なか いそ あ ゆ み<br>中 磯 亜 由 美<br>(1967年11月7日生)<br>(女性) | 1992年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有<br>限責任監査法人）入所<br>1996年4月 公認会計士登録<br>2003年3月 中磯公認会計士事務所代表（現任）<br>2008年4月 株式会社MAパートナーズ顧問（現<br>任）<br>2009年6月 中磯亜由美税理士事務所代表（現<br>任）<br>2022年11月 大阪府地方独立行政法人大阪技術研<br>究所評価委員会委員就任（現任）<br>2023年2月 当社監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>中磯公認会計士事務所代表<br>株式会社MAパートナーズ顧問<br>中磯亜由美税理士事務所代表 | 0株             |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b><br>監査法人での勤務経験から、また公認会計士事務所代表として会計に精通して<br>おり、当社社外監査役としての経験を引き続き活かせるものと期待して、監<br>査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後はその経験と実績から、<br>適切かつ有効な助言および指導をいただけるものと期待します。 |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. ※印の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者各氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告12ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
4. 監査等委員である社外取締役に関する事項は、次のとおりであります。
- ①岩寄理致氏、太田克実氏、中磯亜由美氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- ②岩寄理致氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。また、同氏は過去に社外監査役または社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ③太田克実氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。また、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ④中磯亜由美氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外監査役、および会社の顧問となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての

職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- ⑤当社と岩崎理致氏、太田克実氏、中儀亜由美氏とは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- ⑥岩崎理致氏、太田克実氏、中儀亜由美氏は東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1992年2月27日開催の定時株主総会において月額120万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150万円以内と定めることとさせていただきます。

本議案をご承認いただいた場合、事業報告12ページに記載の取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案の上、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬率を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

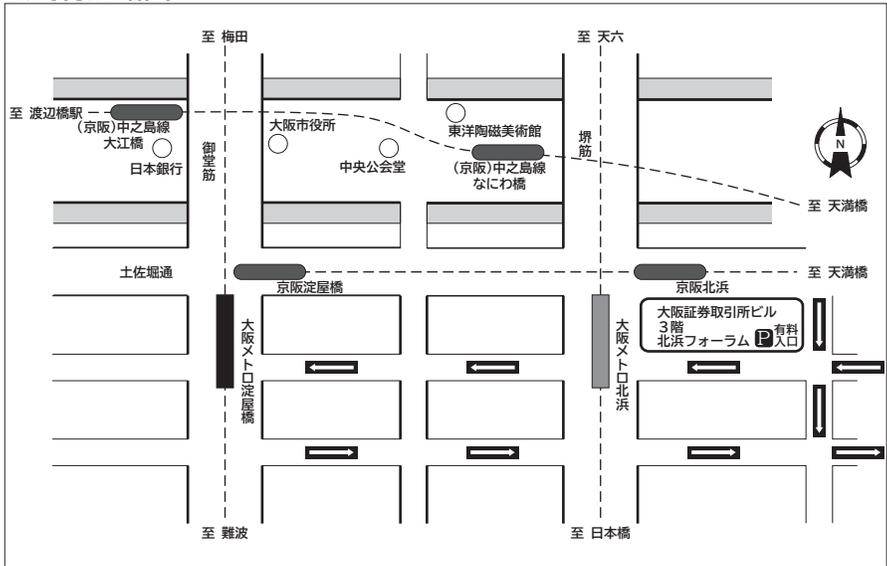
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内

**会場** 大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
北浜フォーラム A・B・C室  
(大阪証券取引所ビル3階)  
電話 06-6202-2311

## 会場付近略図



1. 大阪メトロ（御堂筋線）淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約6分（27号・28号出口直結）
2. 大阪メトロ（堺筋線）北浜駅または京阪電車北浜駅下車京阪地下道（1B出口・27号・28号出口直結）